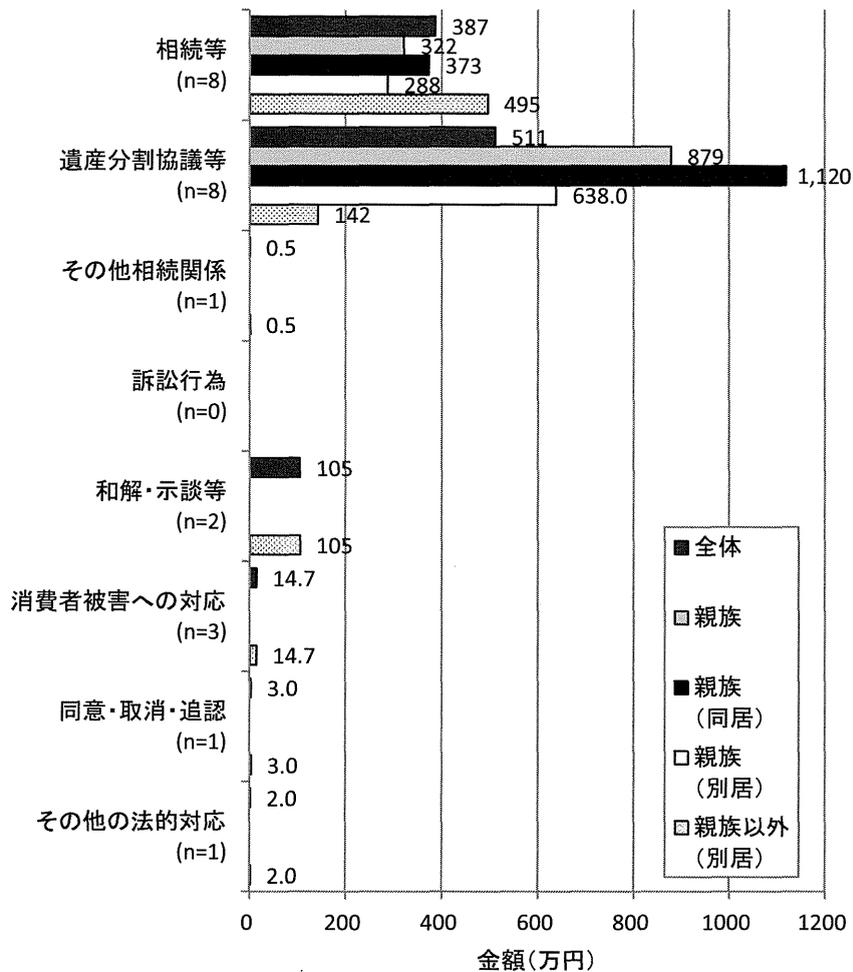


4.5.5. 法的対応の取扱金額

次に、後見人等による法的対応の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-28）。

〔図4-28〕 法的対応の取扱金額(1回あたり)〔業態別〕



すると、法的対応の各業務の中でも、「遺産分割協議等」において、その平均の取扱金額が最も高く（約510万円）なっていた。ここでは、業態間に大きな差がみられ、親族後見における取扱金額が約880万円である一方、第三者後見では約140万円にとどまっていた。

また、「相続等」の1回あたりの取扱金額も、平均で約390万円と高額にのぼっている。ただ、この「相続等」については、業態間の差はあまり見られない。

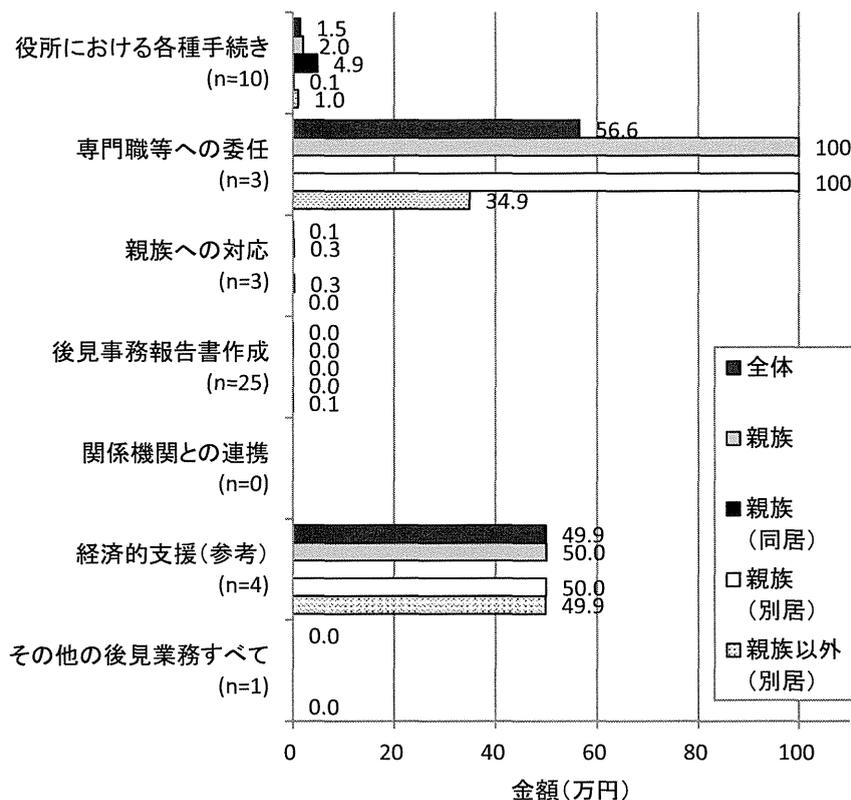
以上のように、相続にしても遺産分割にしても、遺産を扱う業務であることから、当然、その取扱金額も高額なものとなっている。

なお、これら以外の業務としては、「和解・示談等」において、平均約110万円が取り扱われていた。これは、消費者被害等による本人の損害を、和解や示談を通じて取り返した金額と考えられる。

4.5.6. その他の後見業務の取扱金額

次に、その他の後見業務の1回あたりの取扱金額について見てみる(図4-29)。

[図4-29] その他の後見業務の取扱金額(1回あたり)[業態別]



ここでは、サンプル数が少ないため少し極端な値となっているが、「専門職等への委任」や「経済的支援」において、50万円前後の取扱がなされている。この点、「専門職等への委任」において、法律専門職等に業務を委託する際に、数十万程度の費用が必要になっているものと考えられる。また「経済的支援」において、本人の生活費等への資金援助として、1回あたり50万円ほどの金額が渡されているという点は興味深い。

他方、「親族への対応」、「後見事務報告書作成」、「関係機関との連携」などは、もともと費用がかかる業務ではなく、その取扱金額はほぼゼロとなっている。

5. 後見人の活動に対する評価

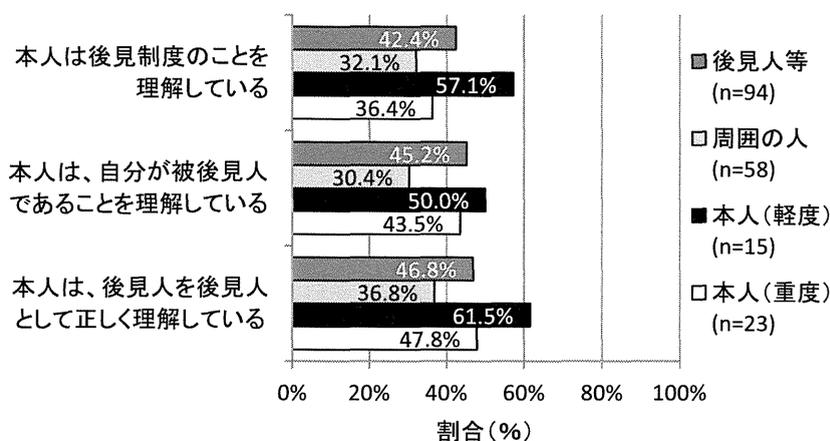
5.1. 後見人への評価（本人〔軽度〕、周囲の人、後見人による評価）

ここでは、本人、本人の周囲の人、後見人等の3者それぞれによる、後見人等への評価について、相互に比較しながら、あるいは業態別に、検討していく。

5.1.1. 後見制度に関する本人の理解

はじめに、「後見について本人がどの程度理解しているか」ということについて、後見関係者（後見人等、本人の周囲の人、本人〔軽度〕、本人〔重度〕⁸）それぞれがどのように考えているか、という点について見てみる（図5-1）。

[図5-1] 後見に関する本人の理解に対する認識



まず全般的な傾向として、本人（特に軽度な人）は、「自分は後見に関することや、それに係る自身の状況について正しく理解している」と考えている人の割合が高く（全体の50～60%）、逆に、本人の周囲の人は、そのように考える人の割合が低い（同、30%台）という点が特徴となっている。この点、後見人等は、この両者の中間ぐらいの考えを持っている（本人ほど楽観的ではないが、本人の周囲の人ほど懐疑的でもない）。

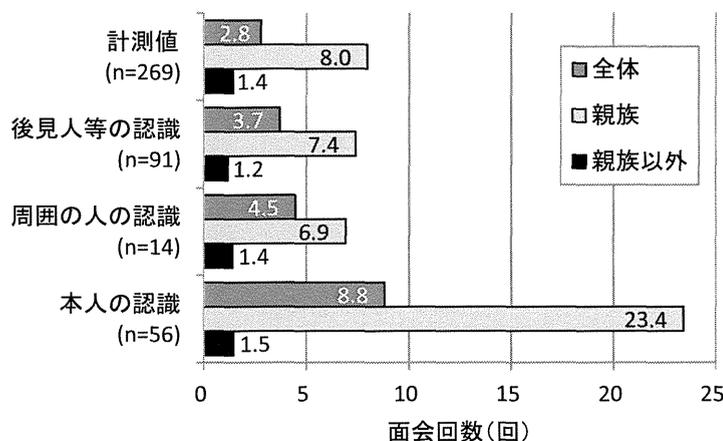
5.1.2. 本人との面会に関する認識

次に、後見人等による本人との面会についての後見関係者による評価を見てみる。

なお、以下の検討において、「本人」とは、症状が軽度の本人（本人〔軽度〕）のことを指す。症状が重度の本人（本人〔重度〕）による評価については後の5.2.で扱う。

⁸ ここで「本人〔軽度〕」とは、比較的症状が軽く、おおむね保佐・補助類型に相当する人のことを指し、また「本人〔重度〕」とは、比較的症状が重く、おおむね後見類型に相当する人のことを指す。

[図5-2] 後見人等の面会回数に対する認識



まず、後見人等による1ヵ月あたりの面会回数に対する認識を業態別に見てみる(図5-2)。なお、参考として、実際に後見人等が面会した回数について、より客観的に計測した値も示しておく。

そしてこの計測値によると、親族後見人による面会回数は平均で1ヵ月に8回、第三者後見が同1.4回となっている。

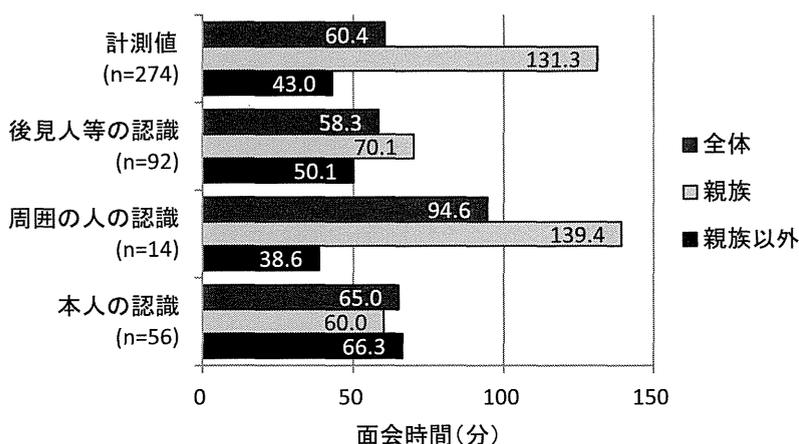
この点につき、後見人等や周囲の人の認識(後見人が1ヵ月に何回本人に面会に来たか、に関する認識)はこの計測値とほぼ同じとなっている。だがこれに

対して、(親族後見における)本人の認識では、後見人は計測値の約3倍ほど(1ヵ月に約24回)自分に会いに来てくれた、と考えている。他方、第三者後見における本人の認識は、計測値と同程度のものであった。

親族後見における本人は、おそらくそれが親族であるがゆえに、実際以上に、後見人と頻りに顔を合わせていると認識しているようである。

次に、後見人等による1回あたりの面会時間に対する認識を見てみる(図5-3)。

[図5-3] 後見人等の面会時間に対する認識



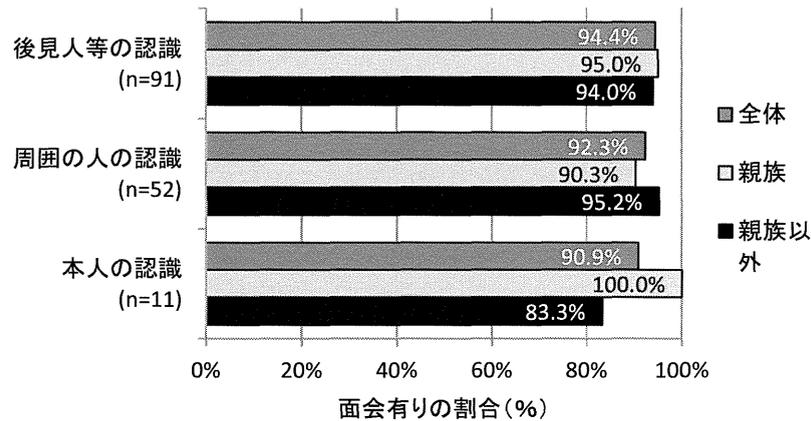
まず計測値を見ると、親族後見の面会時間が2時間強、第三者後見のそれは約40分となっており、親族後見の方がかなり長時間となっていた。

これに対し、第三者後見においては、いずれの後見関係者もほぼ同じような認識をしており、その認識は計測値とかなり近いものになっていた(実際の面会時間と、それに対する認識がほぼ合致している)。

一方、親族後見においては、後見関係者間で認識にかなりばらつきがある。具体的には、本人の周囲の人の認識は計測値とほぼ同じであるのに対し、後見人と本人の認識は計測値とかけ離れたものになっている(親族後見人とその本人とは、実際に両者が面会した時間の、およそ半分の時間だけ面会した、と考えている)。

最後に、本人の要請に基づく後見人等の面会の有無（本人が呼んだときに、後見人は来てくれたか否か）に対する認識を見てみる（図 5-4）。

[図5-4] 要請に基づく面会の有無に対する認識



すると、いずれの後見関係者も非常に高い割合で（全体の9割前後の人が）肯定的な認識を持っていた。すなわち、ほとんどの本人やその周囲の人は、「自分が呼んだときに後見人は来てくれた」と考えており、また、ほとんどの後見人も、「呼ばれたときには本人に会いに行った」と考えている。

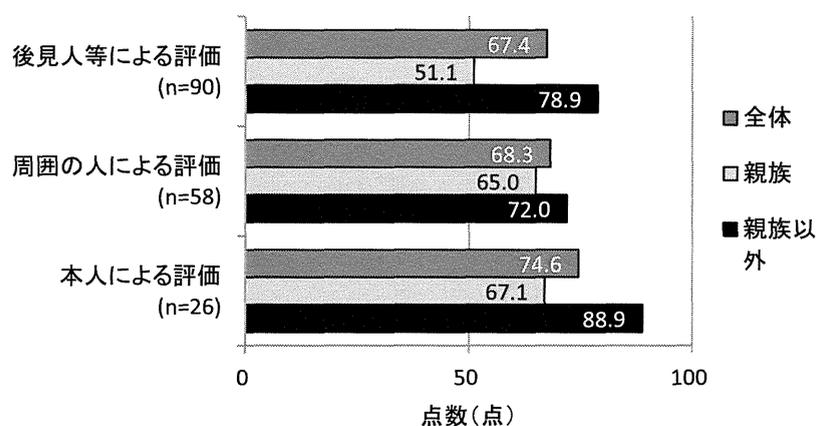
5.1.3. 本人等とのコミュニケーションについての評価

次に、後見人等と後見関係者とのコミュニケーションに関する、後見関係者の評価を見てみる。

まず、後見人等と本人とのコミュニケーションがうまくとれているかどうか、に関する評価についてである（後見人等、周囲の人、本人それぞれに、100点満点で点数をつけてもらった）。

図 5-5 をみると、後見人の業態によってその評価にやや差が生じていることが分かる。すなわち、第三者後見においては、すべての後見関係者において、後見人等は本人とコミュニケーションをうまくとれているとして、その評価が高い（80点前後の平均点）。これに対し、親族後見においては、いずれの評価もこれよりやや低く、50～60点台の平均点となっている。さらにそのなかでも、親族後

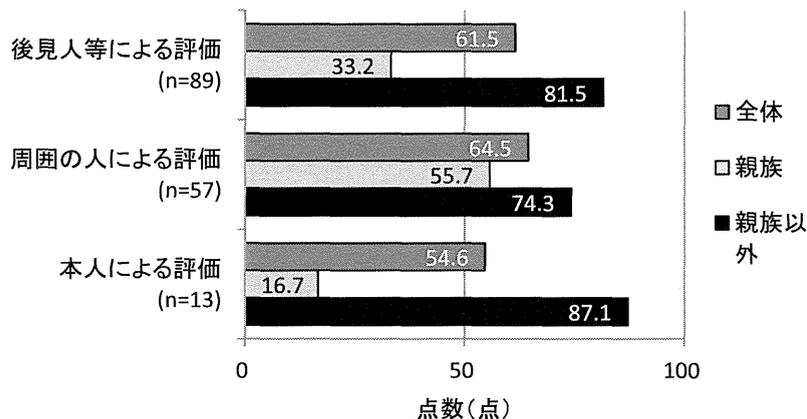
[図5-5] 本人とのコミュニケーションに対する評価



見人自身の評価が最も低くなっている（51点の自己評価）。

次に、後見人等は本人との間で、後見に関する協議（本人の要望を聞くなど）・連絡・業務の報告等をどのくらい行っているか、についての評価をしてみる（図5-6）。

[図5-6] 本人との協議・報告等に対する評価



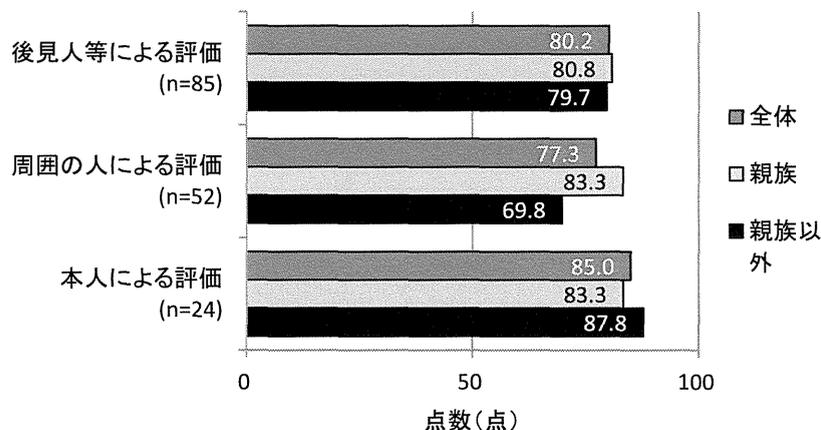
すると、各業態ごとに、また各後見関係者ごとに、その評価に大きなばらつきが出た。

まず、全体的な傾向として、第三者後見においては、いずれの後見関係者の評価も総じて高く、80点前後の評価（必要な連絡は8割方とれている）となっている。一方で、親族後見においては、全体的に評価は低く、後見人自身の評価は33点、本人の周囲の人の評価は56点、本人の評価に至っては17点となっている。

このことから、第三者後見においては、（第三者であるがゆえに）後見業務についての協議や報告等が十分に行われ、そのことが本人や周囲の人にも評価されている反面、親族後見においては、（親族であるがゆえに）後見業務に関する協議や報告等はやや軽視されているのだと考えられる。そしてそれにより、後見人自身も協議等が不十分であるとの認識を持ち、また本人やその周囲の人もやや不満を感じる結果になっているのだろう。

次に、後見人等と本人の親族（家族）とのコミュニケーションについての評価をしてみる（図5-7）。

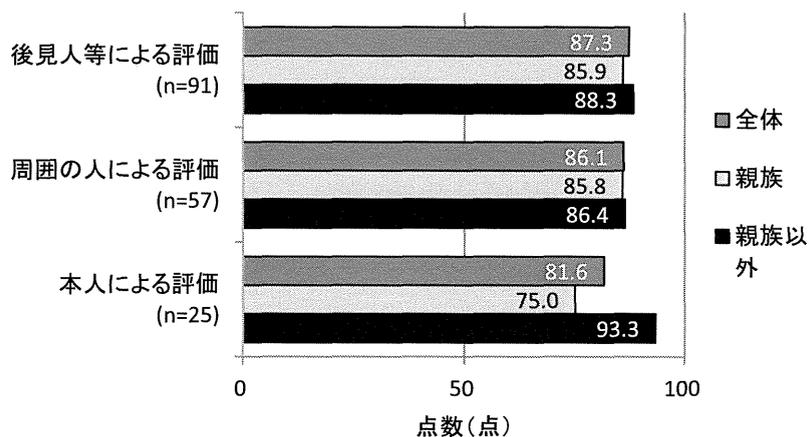
[図5-7] 親族とのコミュニケーションに対する評価



すると、いずれの業態においても、またいずれの後見関係者においても、後見人等と本人の親族との間のコミュニケーションはかなり良好（平均点 70 ～ 80 点台）であると評価されている。

最後に、後見人等と、医療・介護・福祉従業者等との連携についての評価をしてみる（図 5-8）。

[図5-8] 医療・介護・福祉従業者との連携に対する評価



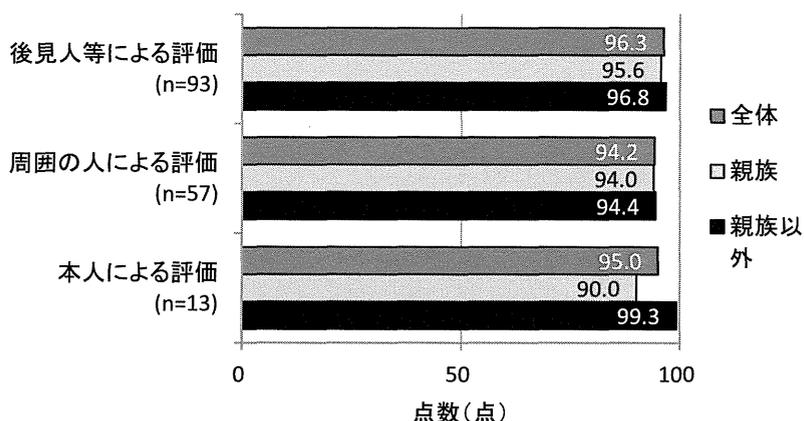
すると、ここでも、いずれの業態においても、各後見関係者の評価は非常に高くなっている（平均点 70 ～ 90 点台）。

5.1.4. 後見業務についての評価

続いて、後見人等の各後見業務に対する、後見関係者による評価をしてみる。

まず、後見人等が、本人の利益を保護するために業務を行っているかどうか（逆にいえば、自分の利益のために業務を行っていないかどうか）についての評価をしてみる（図 5-9）

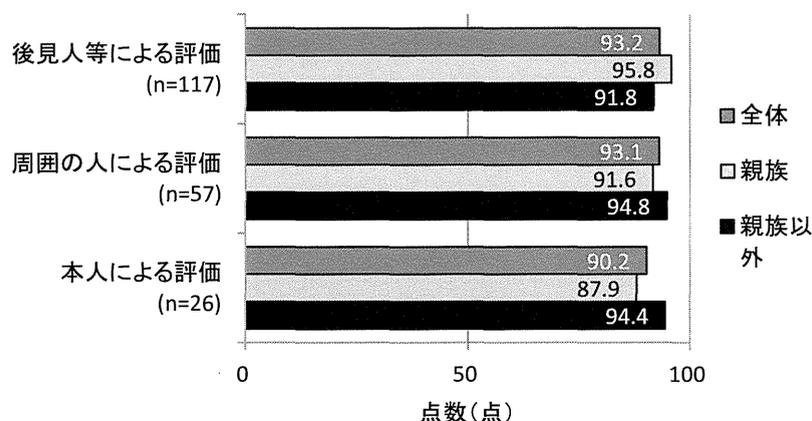
[図5-9] 本人の利益の保護に対する評価



ここでは、（当然のことながら）後見人自身による自己評価がほぼ 100 点であるのを筆頭に、いずれの業態においても、本人およびその周囲の人の評価は非常に高くなっている（90 点以上の評価）。

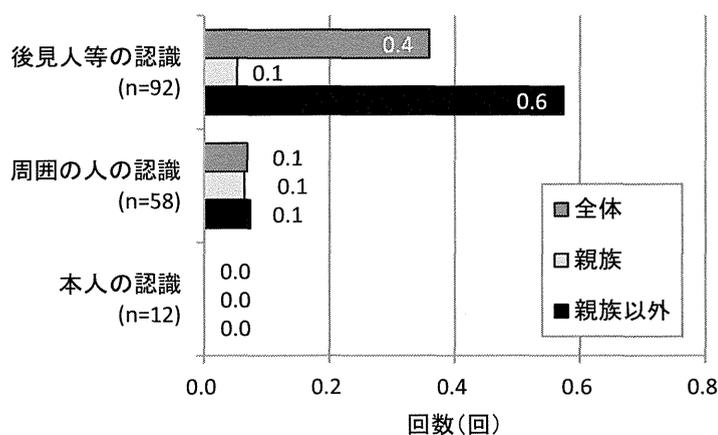
次に、後見人等が本人の財産管理（預貯金の管理、施設料金や生活費の支払い等）を適切に行っているかどうか、に関する評価をしてみる（図 5-10）。

[図5-10] 財産管理の適切性に対する評価



するとここでも、後見人自身の自己評価がほぼ100点であることを筆頭に、いずれの業態においても、本人およびその周囲の人の評価は非常に高くなっている（90点前後の評価）。

[図5-11] 不適切な財産管理に対する認識

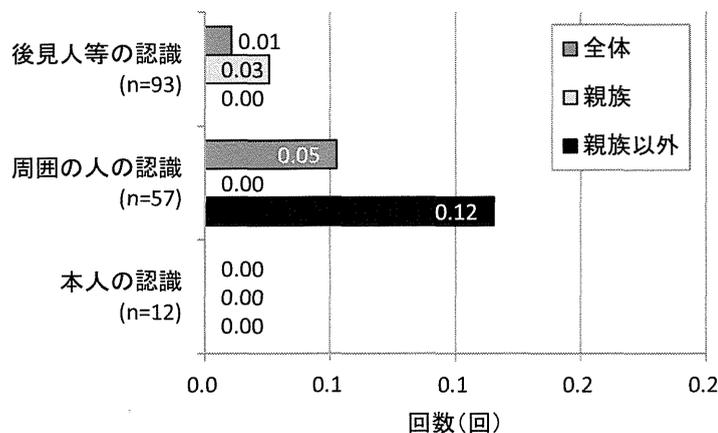


次に、後見人等による、不適切な財産管理、および不正な財産管理についての評価を見てみる。

まず、後見人等が、これまでに不適切な財産管理（必要な支出を行わない、不必要な支出を行うなど）をどのくらい行ったことがあるかについて、各後見関係者の評価を尋ねた。すると、いずれの業態および後見関係者においても、その回数はごくわずかであり、不適切な財産管理はほとんど行われていないと認識されていた（図5-11）。しかし、第三者後見人の

自己評価においてのみ、やや高く、0.6回となっており、非常にまれながらこうしたケースも存在することが確認された。

[図5-12] 不正な財産管理に対する認識

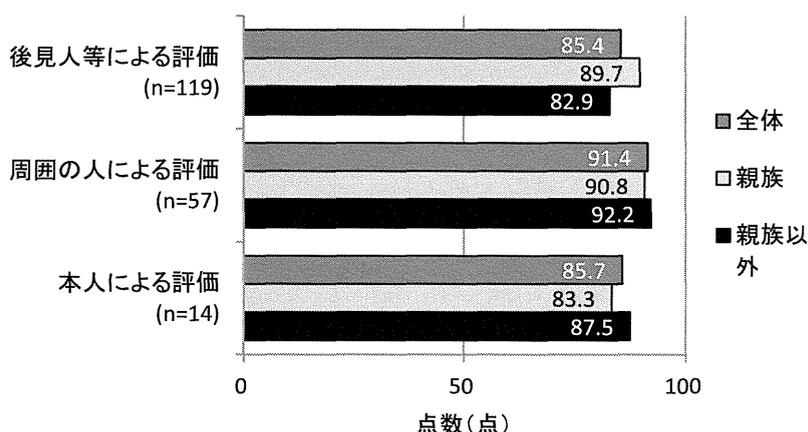


また、後見人等が、これまでに不正な財産管理（本人のお金を使い込むなど）を行ったことがどのくらいあるかについて、同じく尋ねたところ、いずれの業態および後見関係者においても、ほとんどそうしたことはないと認識されていた（図5-12）。

次に、後見人等が、本人が医療・介護・福祉等の各種サービスを受けるための手配や手続等（法律行為としての身上監護）を適切に行っているかについての評価をしてみる（図 5-13）。

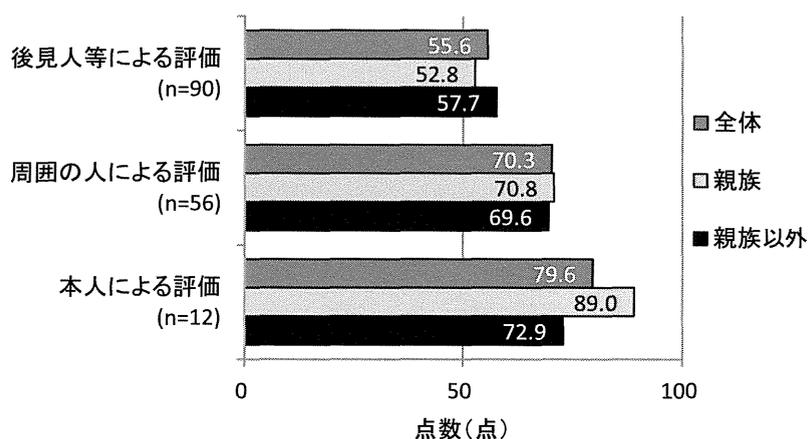
すると、こうした身上監護の業務については、いずれの業態においても、またいずれの後見関係者においても、その評価（平均点）は 80 ～ 90 点と非常に高かった。

[図5-13] 身上監護の適切性に対する評価



続いて、後見人等が、本人の身上監護を、入所施設や医療・介護・福祉事業者等に任せきりにせず、主体的に行っているかどうかについての評価をしてみる（図 5-14）。

[図5-14] 身上監護における主体性に対する評価



するとここでは、各後見関係者によってその評価にかなりの違いが生じた。

まず、後見人自身の自己評価は、平均点にして 50 点台と、決して高いとはいえず、本人の身上監護を他の関係者に任せきりにしている面がある、と認識していることが明らかになった。これに比べ、本人の周囲の人の評価はやや高く、約 70 点であった。本人の評価はさらに高く、親族後見人に対しては 89 点、第三者後見人に対しては 73 点の高評価であった。

なお、上述の「身上監護の適切性」に関する評価と比較すると、この設問に対する評価（特に後見人等や本人の周囲の人の評価）が低くなっている点が注目される。これは、後見人等や周囲の人が、本人が医療・介護・福祉等の各種サービスを受けるための手配や手続等を、文字通り手続上はも

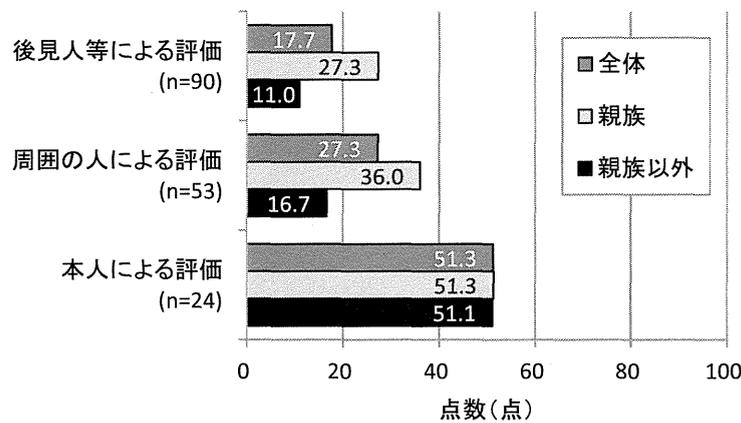
れなく行っていると評価しているものの、本人がいざこうした施設に入所したり各種サービスを受けるようになったときに、いわば権利擁護の側面も含めて積極的に身上監護を行っているかどうかについては、やや不十分な面があると評価していることを示しているといえよう（手続的な身上監護に対する高評価と、実質的な身上監護に対する不満）。

5.1.5. 本人の身上監護（事実行為）についての評価

次に、後見人等による、本人の身上監護（事実行為）についての評価を検討する。

まず、後見人等による、本人の家事支援（買い物、食事の用意、掃除等）についての評価を試みる（図 5-15）。

【図5-15】 本人の家事支援に対する評価



すると、親族後見および第三者後見の双方において、本人の評価が最も高く（51点の評価）、必要と思われる支援は一定程度行われていると評価されていた。

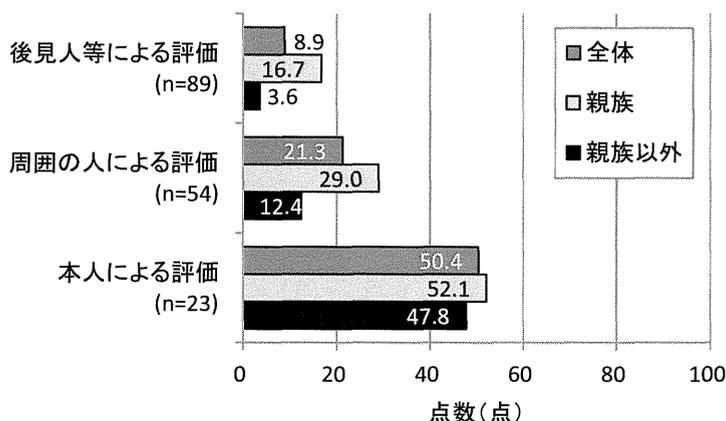
一方で、後見人等の自己評価、および本人の周囲の人の評価は、かなり低い水準にとどまっている。まず親族後見においては、周囲の人の評価が36点、後見人等の自己評価が27点となっている。さらに第三者後見においては、周囲の人の評価が17点、後見人の自己評価が11点となっており、家事支援はほとんど行われていないという評価となっている。

後見業務においては、事実行為としての身上監護はその業務に含まれておらず、本来全く行わずともよいものである。したがってその意味では、上述の評価の低さ（特に第三者後見人に対して）は妥当なものであると考えられる。ただ、その中で本人の評価が比較的高くなっているのは、本人が後見人の業務全般に対して基本的に高い評価を行う（あるいは、否定的な評価は行わない）傾向にあり、当設問についてもこうした傾向を反映しているものと思われる。

次に、後見人等による、本人の介護（食事・移動・排泄・入浴の介助等）についての評価を見る（図 5-16）。

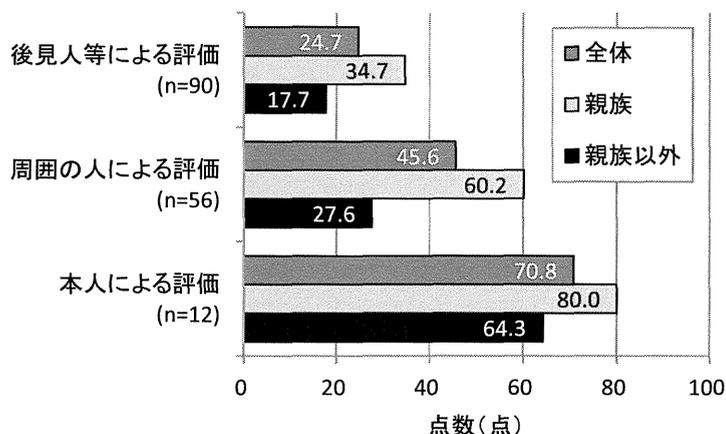
するとここでも、本人の評価が、親族後見、第三者後見いずれにおいても比較的高く、平均点にして50点前後となっている。その一方、やはり後見人自身や、本人の周囲の人の評価は低く、いずれも30点未満の評価であり、特に第三者後見において低い評価となった。

[図5-16] 本人の介護に対する評価



最後に、後見人等による、本人の豊かな生活のための支援についての評価を見る（図5-17）。

[図5-17] 豊かな生活のための支援に対する評価



ここでも、上述の2つの身上監護（家事支援と介護）と同様の傾向が見られるが、全体的にその評価は、上述の2つよりも高くなっている。特に、親族後見においては、本人の評価が80点、本人の周囲の人のそれが60点、後見人自身の自己評価についても34点と、一定の高さとなっている。

以上、身上監護（事実行為）に対する評価について簡潔にまとめると、次のようになる。

すなわち、①身上監護（事実行為）に対する評価は、他の業務に対する評価に比べて全体的に評価が低い、②だが、本人だけはその評価が比較的高い、③第三者後見人より親族後見人の方が評価が高い、という傾向がみられる。

この点、親族後見人は、通常、親族として、本人の世話や支援などを日々行っており、そうした点も含めて全体的に捉えられることによって、結果的に評価が高くなっているのではないかと考えられる。

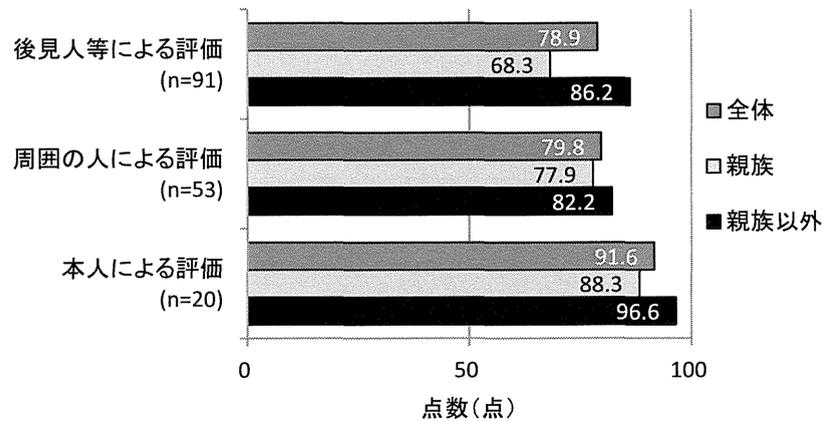
また、この身上監護（事実行為）は、本来後見業務には含まれないものであるため、その評価が低いからといって、ただちにその後見人の適性が問題にされるわけではない。

5.1.6. 後見活動の効果についての評価

次に、後見人等による後見活動の効果についての、後見関係者による評価を見てみる。

まず、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況が良くなったかどうかについての評価を見る（図5-18）。

[図5-18] 本人の生活状況の改善に対する評価

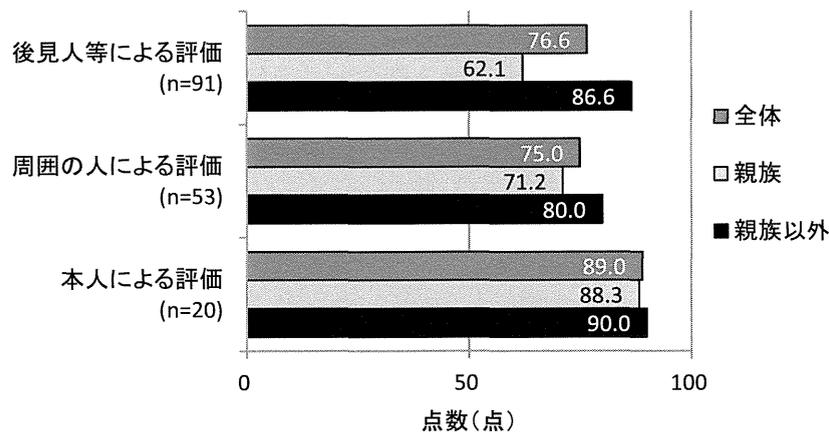


ここでも、本人の評価は、いずれの業態においても高く、平均点で90点前後の高評価となっている。また、本人の周囲の人と後見人等の評価においても、全体的に70～80点台の高めの評価となっている（ただ、親族後見人の自己評価が相対的に若干低め（68点）となっている）。

このことから、後見関係者においては、全般的に、後見人等の活動によって本人の生活状況は改善されている、と評価していることが分かる。

続いて、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の精神状態は良くなったかどうかについての評価をしてみる（図5-19）。

[図5-19] 本人の精神状態の改善に対する評価

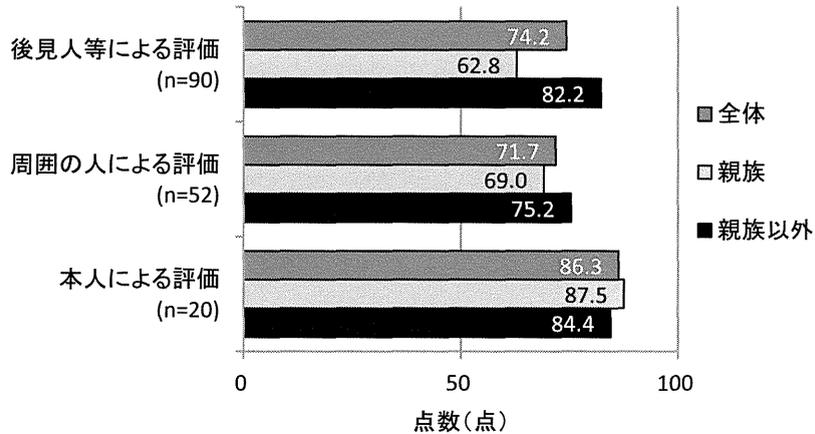


すると、ここでも親族後見人の自己評価が若干低いものの（62点）、全体的に後見関係者の評価は高め（70～80点台）となっており、なかでも、本人の評価は最も高くなっている（90点前後）。

このことから、後見人等の活動は、本人の物理的な生活状況のみならず、精神状態に対しても良い効果をもたらしている、と評価されていることが分かる。

続いて、後見人が活動を行うことによって、本人の身体状況が良くなったかどうかについての評価をしてみる（図5-20）。

[図5-20] 本人の身体状況の改善に対する評価



するとここでも、全体的に本人の身体状況が改善に向かったと評価されていることが分かる。

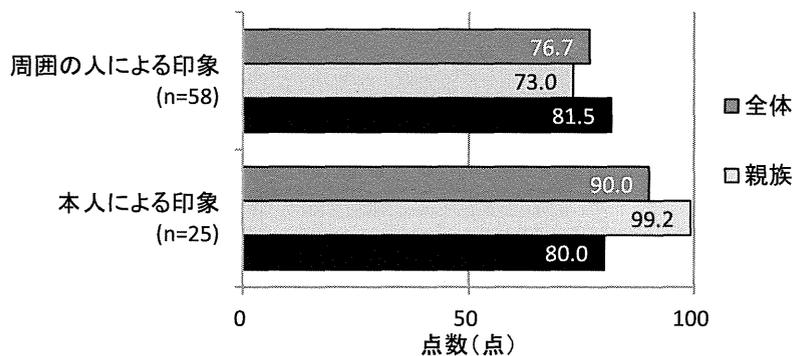
本来、後見業務は本人の精神状態や身体状況を直接改善させるような、事実行為としての身上監護（介護や医療行為等）を行うものではないが、後見活動によって、本人を取り巻くさまざまな状況に何らかの手が打たれること（財産管理の問題や生活状況の改善等）によって、本人の精神状況や身体状況が良い方向に進んでいると、後見関係者によって捉えられているものと考えられる。

5.1.7. 総合的評価

最後に、後見人等に対する、後見関係者による総合的な評価について見てみる。

まず、後見人等に対する印象についての評価を見てみる（図 5-21）。

[図5-21] 後見人等に対する印象

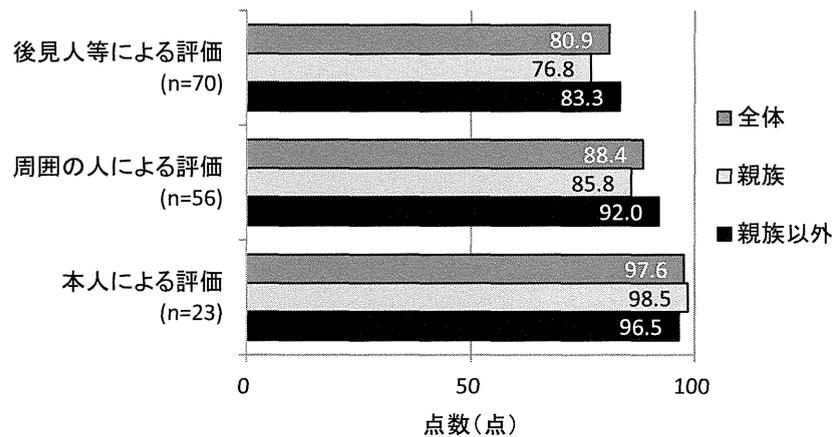


すると、まず本人においては、親族後見人に対する評価がほぼ 100 点となっている。また、第三者後見人への評価はこれよりやや下がるものの、それでも 80 点の高い評価となっている。一方、本人の周囲の人においては、本人の評価よりも全体的に若干下がり、親族後見においては 73 点、第三者後見においては 82 点の評価となっている。

このことから、本人やその周囲の人は、後見の業態に関わらず、後見人等に対しおおむね良い印象を持っていることが分かる。

最後に、後見人等の仕事ぶりに対する総合的評価を見てみると、ここでも全体的に、概ね高い評価となっていることが分かる（図 5-22）。

〔図5-22〕 後見人等の仕事ぶりに対する総合的評価



これまで見てきた、具体的な業務についての評価と同様、ここでも後見人自身の自己評価が相対的に若干低く、本人の評価が最も高くなっている。とはいえ、いずれの業態においても、後見関係者はおおむね後見人等の仕事ぶりに満足していることがうかがえる。

以上の評価に関する全体的な傾向についてまとめると、次のようになる。

まず業態の違いによる評価の差として、親族後見人に対してよりも、第三者後見人に対しての方が、評価が高くなる傾向にあった。

また、評価者の違いによる評価の差としては、本人による評価が特に高くなる傾向にあった。

この点については、おそらく（自分の親族ではなく、赤の他人である）第三者が後見人として世話をしてくれているという事実そのものに対して、本人（やその周囲の人）から高い評価が与えられている可能性が考えられる。もし仮にそうだとすると、第三者後見人に対して評価が高くなるという全般的傾向は、第三者後見人の活動内容に対する評価というよりも、むしろ第三者（他人）がわざわざ面倒をみているという事実そのものに対する感謝を強く反映していることが考えられる。

また、別の観点から言うと、親族後見の場合、親族が本人の面倒を見るのはむしろ当然であるという思いが、本人（やその周囲の人）の評価を相対的に低下させていることも考えられる。

さらに言うと、本人による評価が特に高いという全般的傾向は、上記の理由に加え、後見人に対して自分の財産から報酬が支払われていることを、本人が明確に認識していないことが、その要因の1つになっている可能性もある（逆に言うと、赤の他人が無料で自分に奉仕してくれているという認識が、本人の高い評価につながっているのかもしれない）。

5.2. 後見人への評価（本人〔重度〕による評価）

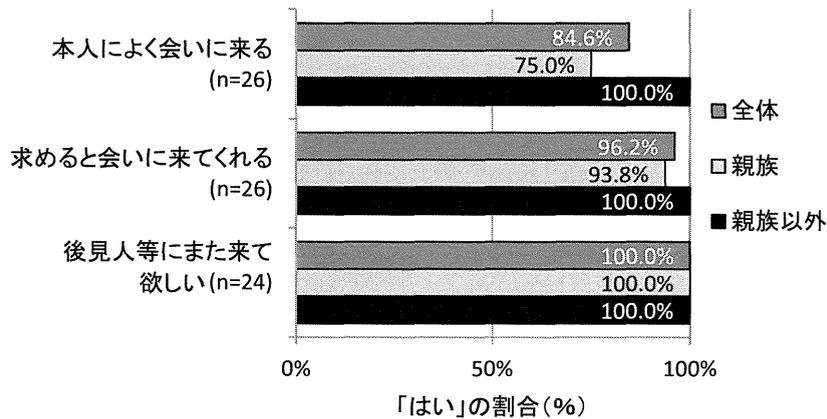
ここまで、後見人等、本人（軽度）、周囲の人の3者による評価について見てきたが、以下では、症状が重度の本人による評価について見ていきたい。なお、この本人（重度）に対する調査では、本人の判断能力に鑑み、設問の内容をより簡単なものにしたうえで、いずれも二択（はい・いいえ）

による回答形式で行っている。

5.2.1. 本人との面会についての評価

はじめに、後見人等との面会状況に対する本人の認識について見てみる（図 5-23）

[図5-23] 本人との面会状況に対する認識



まず、面会の頻度（本人によく会いに来るかどうか）についてである。この点、親族後見においては事案全体の75%、また第三者後見においては全てのケースにおいて、「本人によく会いに来る」との評価であった。

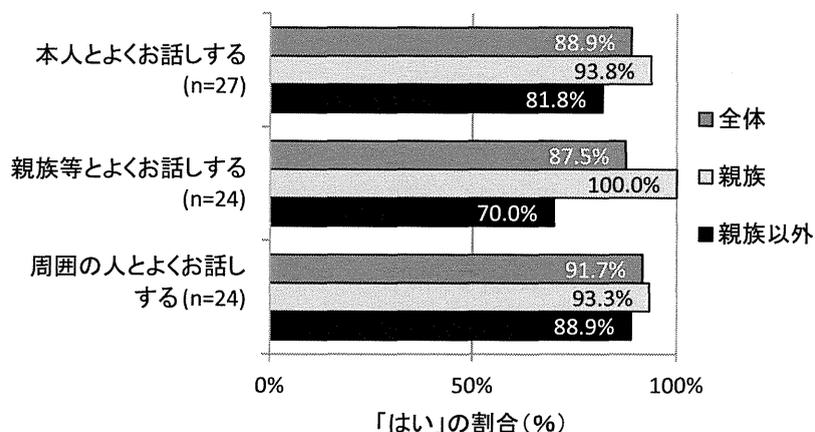
次に、本人の要請に基づく面会（求めると会いに来てくれるかどうか）については、ほぼすべての本人が、呼ぶと後見人は会いに来ると評価していた。

最後に、後見人にまた来て欲しいかどうかについて尋ねると、すべての業態において、全員が「また来て欲しい」と答えており、本人（重度）は後見人等との面会を強く求めていることが分かる。

5.2.2. 本人等とのコミュニケーションについての評価

次に、後見人等と後見関係者とのコミュニケーションに対する、本人（重度）の評価について見てみる（図 5-24）。

[図5-24] 本人とのコミュニケーションに対する評価



まず、後見人等が、本人とコミュニケーションをとる頻度（本人とよくお話するか）についてである。この点、親族後見においては全体の94%、第三者後見においては82%の本人が、「よく話をする」と評価している。

次に、後見人等が親族等とコミュニケーションをとる頻度（親族とよくお話するか）についてである。この点、親族後見においては全員が、「よく話をする」と評価している一方、第三者後見においてはその評価は全体の70%とやや低かった。

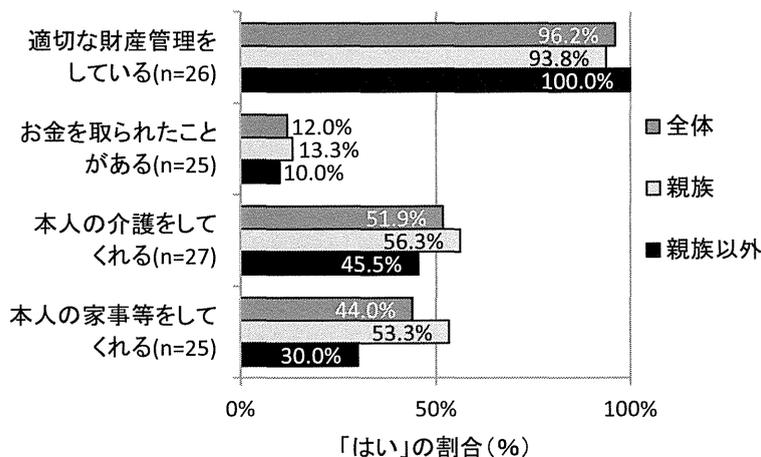
最後に、後見人等が本人の周囲の人とコミュニケーションをとる頻度（周囲の人とよくお話するか）については、いずれの業態においても、90%前後の本人が「よく話をする」と評価していた。

これらのことから、後見人は後見関係者とおおむね頻繁にコミュニケーションをとっていると、本人は感じており、特に親族後見においてはそう評価する割合が高いことが分かった。

5.2.3. 後見業務についての評価

次に、後見人等による後見業務の態様に対する、本人（重度）の評価について見てみる（図5-25）。

【図5-25】後見業務の態様に対する評価



まず、後見人等による本人の財産管理の適切性についての評価を見ると、本人のほぼ100%が、後見人等は適切に財産管理を行っているとは評価していた。

次に、後見人等による財産管理上の不正についての評価を見ると、全体の12%の本人が「後見人等によってお金を盗られたことがある」と認識していた。

このように、財産管理全般の適切性については非常に高い評価が与えられているが、これが具体的な金銭の扱いになると、本人によって疑念が持たれるケースも若干数見られた（しかしこれはもしかすると、本人の単なる被害妄想なのかも知れない）。

次に、後見人等による本人の身上監護（事実行為）への評価についてである。

まず、後見人等が本人の介護をしてくれる、と評価しているのは、本人全体の52%であった。さらに、後見人等が本人の家事等をしてくれる、と評価しているのは、さらに減って、本人全体の44%（親族後見においては53%、第三者後見においては30%）であった。

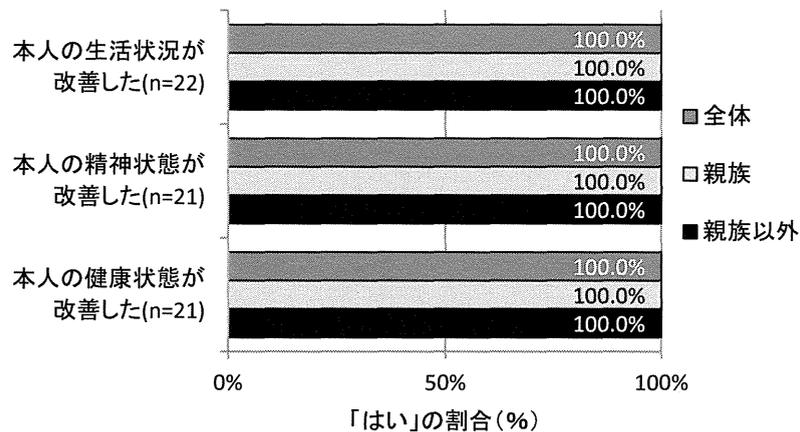
このように、後見人の身上監護（事実行為）に対する本人の評価は比較的低いですが、このことは、

後見人（特に第三者後見人）は、基本的に事実行為は行わないという実態を反映したものと考えられる。

5.2.4. 後見活動の効果についての評価

次に、後見人等による後見活動の効果に対する、本人（重度）の評価について見てみる（図5-26）

[図5-26] 後見の効果に対する評価



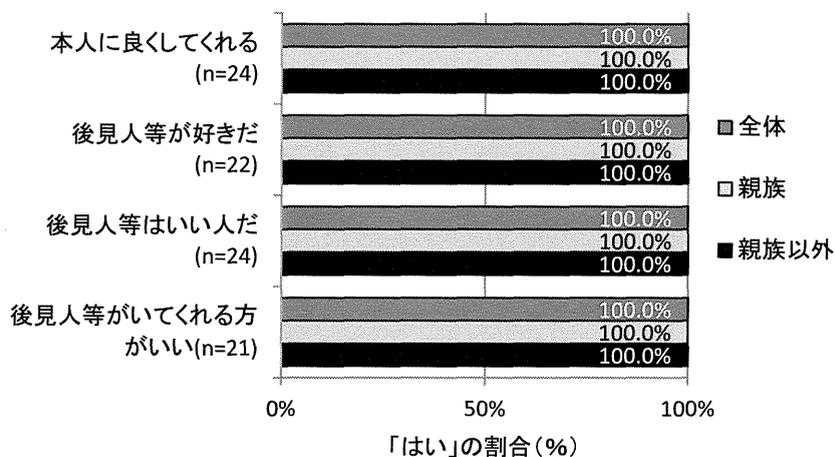
まず、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況が改善されたかどうかについて見てみると、本人の全員（全業態）が、「良くなった」と評価している。さらに、本人の精神状態が改善されたかどうか、そして、本人の健康状態が改善されたかどうかについても、全員が「良くなった」と評価している。

このように、本人は後見人等の活動の効果についても非常に満足していることが分かる。

5.2.5. 総合的評価

最後に、後見人等に対する、本人（重度）の総合的評価について見てみる（図5-27）。

[図5-27] 後見人等に対する総合的評価



すると、「本人に良くしてくれる」、「後見人等が好きだ」、「後見人等はいい人だ」、「後見人等がいてくれる方がいい」のいずれの設問についても、否定的な評価は一つもなく、後見人等の態度、相性、人格等の全てにおいて、本人は肯定的であることが分かった。

なお、以上の本人（重度）による評価については、単純な二択による回答であること、また、実際に本人が自ら回答したというよりも、周囲の人等が本人に質問の内容を問いかけ、本人の返答を代筆したケースも多いと見られることから、おそらくかなり単純化され、ある意味極端な結果となっている可能性も考えられる。

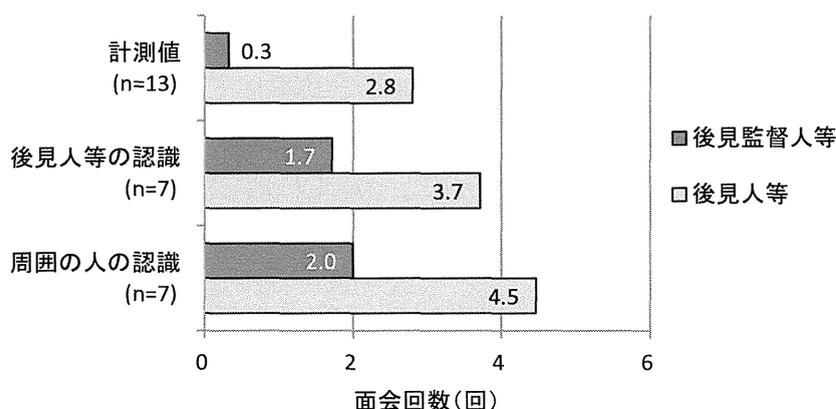
5.3. 後見監督人への評価

ここでは、後見関係者（後見人等、本人の周囲の人（第三者））による、後見監督人等への評価について概観する。なお比較のために、既に見た、後見人等への評価についても示しておく。

5.3.1. 本人との面会についての評価

まず、後見監督人等による、本人との1年あたりの面会回数について見てみる（図5-28）。

【図5-28】後見監督人等の面会回数に対する認識



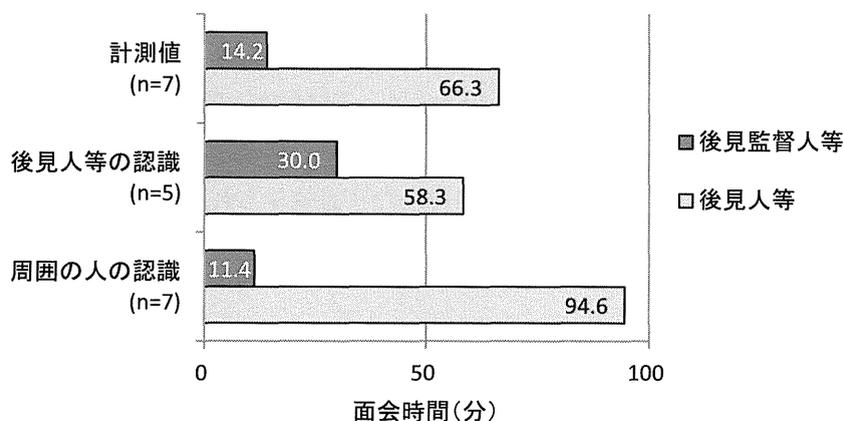
なおここでも、参考に、実際に後見監督人等が面会した回数を、より客観的に計測した値（計測値）も示しておく。

計測値によれば、後見監督人等による1年あたりの本人との面会回数はわずか0.3回であり、ほぼゼロに近い値であった。

そこで、この点に関する後見関係者による認識を見てみると、後見人等は年1.7回、本人の周囲の人は年2回、監督人は本人に会いに来ている、という認識を持っていた。この認識は、計測値と比べるとかなり過大な認識である（周囲の人達は、監督人は実際よりも頻繁に本人に会いに来ていると錯覚をしているといえる）。とはいえ、周囲の人達は、後見人と本人の面会回数に比べれば、監督人のそれは非常に少ない（後見人の半分しか来ない）と認識しているようである。

次に、後見監督人等による本人との面会1回あたりの時間に関する認識について見てみる（図5-29）。

[図5-29] 後見監督人等の面会時間に対する認識



まず計測値を見てみると、監督人による面会時間は、1回あたりおよそ14分であった。

次に、後見関係者の認識を見てみると、本人の周囲の人の認識（監督人の面会時間は約11分）は計測値とほぼ合致しているが、他方、後見人等の認識（同、30分）は計測値と比べると過大であった。

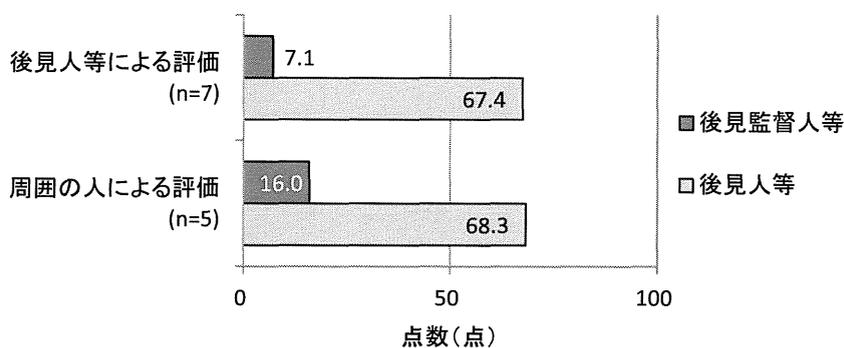
これらを、後見人等の面会時間に対する認識と併せて見てみると、特に周囲の人において、監督人への評価が（後見人と比べて）非常に低いものとなっていた（後見人は面会1回あたり本人と95分会うが、監督人は11分しか会わない、という評価）。

5.3.2. 後見監督業務についての評価

次に、後見監督人等による後見監督業務についての評価を見てみる。

まず、後見監督人等による本人とのコミュニケーションに対する、後見関係者からの評価である。この点につき、後見人等においては、わずか7点という非常に低い評価であった（図5-30）。これは、後見人自身による自己評価が67点であるのと比較しても、極めて低い評価となっている。

[図5-30] 本人とのコミュニケーションに対する評価

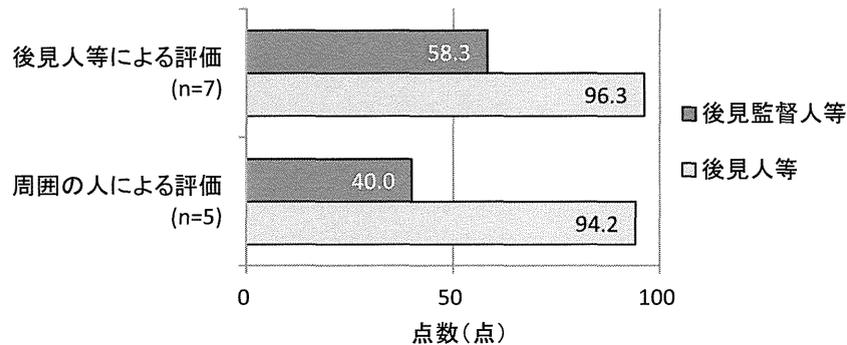


また、本人の周囲の人も16点という相当低い評価であり、後見人等に対する評価（68点）に比べてはるかに低くなっている。

以上のことより、監督人は、本人との面会の回数も時間も少ない、という印象を周囲の人等から持たれており（実際に極めて少ない）、これが、監督人への極めて低い評価につながっていると考えられる。

続いて、後見監督人等による後見監督業務の適切性に対する評価について見てみる（図 5-31）。
 まず、後見人等による評価を見てみると、監督業務に対する評価は 58 点であった。後見業務についての自己評価が 96 点であるのに比べると、相対的に低い評価であった。

[図5-31] 監督業務の適切性に対する評価



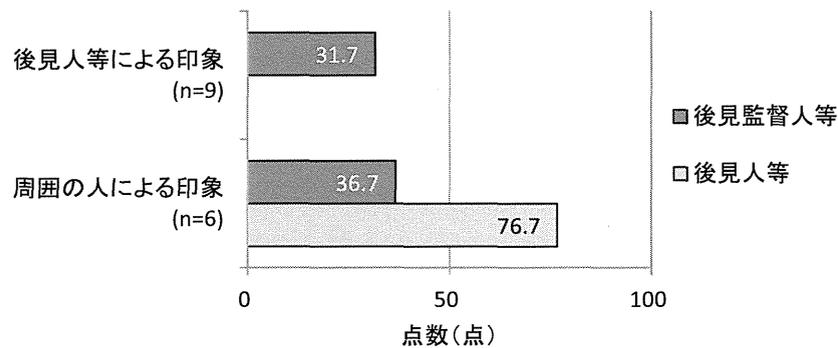
また、本人の周囲の人による評価も、40 点とかなり低いものであった（他方、後見人への評価は 94 点）。

このように、後見監督業務は、監督人の最大かつほぼ唯一の業務であるにもかかわらず、その評価は決して高くはなかった。

5.3.3. 総合的評価

次に、後見監督人等に対する印象について見てみる（図 5-32）。

[図5-32] 後見監督人等に対する印象



すると、後見人等は、後見監督人等に対して 32 点という低い評価であった。また、本人の周囲の人の評価も 37 点という低さであった（他方、後見人等への評価は 78 点）。

このように、周囲の人等は、監督人に対して良い印象をあまり持っていなかった

最後に、後見監督人等に対する、総合的評価について見てみる（図 5-33）。

すると、後見人等は、平均 57 点の評価であり、また、本人の周囲の人は 58 点の評価であった。（後見人に対する評価は 88 点）。